工 事 請 負 契 約 書

株式会社●●（以下「甲」という）と、株式会社●●●●（以下「乙」という）は、甲が、202●年●●月●●日付見積書No.●●●号に基づき乙に発注する工事（以下「本工事」という）に関し、次のとおり請負契約（以下「本契約」という）を締結する。

＜契約要綱＞

|  |  |
| --- | --- |
| 本工事名 | ●●●●● |
| 本工事の仕様 | 202●年●月●日付仕様書No.●●●●（以下「本仕様書」という）に記載のとおり |
| 本工事の遂行場所 | ●●●●● |
| 本工事の着手時期 | 202●年●月●日 |
| 本工事の完了日 | 202●年●月●日 |
| 本工事の請負代金 | 総額 金●●●●●円（消費税等込） |
| 本工事の請負代金内訳 | 本工事の対価　　　　　　　　　金●●●●円消費税等　　　　　　　　　　　金●●●●円保険料　　　　　　　　　　　▲金●●●●円計　　　　　　　　　　　　　　金●●●●円 |
| 本工事の請負代金支払条件 | 甲は、本工事の請負代金を、月末締め翌月末銀行振り込み(銀行休業日の場合は翌営業日に)、別途乙が指定する銀行口座に振込による方法で、乙に支払うものとする。（1）本契約締結日：金●●●●円（消費税等込）　　　　　　（2）検収完了日：金●●●●円（消費税等込） |

－以下余白－

＜契約条項＞

第1条（工事の発注と請負）

　甲は本工事を乙に発注し、乙は契約要綱（以下「要綱」という）に記載の条件で、善良な管理者の注意をもって、本工事を遂行する。

第2条（工事の完了）

1．乙は、要綱に定める本工事の完了日までに、本工事を完了するものとする。

2．乙は、本工事完了後、甲の検収（試運転含む。以下同じ。）を受け、甲は、当該検収において、本工事が本仕様書に適合しているか否かを確認する。なお、乙は、甲の要請があった場合、当該検収に立ち会う。

3．前項に定める甲の検収において、本工事が本仕様書に適合していると甲が判断した場合、乙は、前項に定める甲の検収に合格したものとする。この場合、甲は乙に対して、検収書を発行し、当該検収書の発行をもって、本工事の検収は完了（以下「検収完了日」という）とする。

4. 乙は、第2項に定める甲の検収に乙が不合格だった場合、自己の費用と責任において、修補を行い、第2項に定める甲の検収に合格するまで、甲の検収を受けるものとする。

5. 乙は、要綱に定める本工事の完了日までに本工事を完了させることができなかったことにより、甲に損害を与えた場合は、当該損害について賠償の責を負う。

6. 乙は、要綱に定める本工事の完了日までに本工事を完了することができなかったことにより費用が生じた場合において、当該費用を甲に請求することはできない。

第3条（本工事の請負代金及び支払条件）

　本工事の請負代金及び支払条件は、要綱に定めるとおりとする。

第4条（甲の施設）

乙は、本契約を履行するにあたり、甲の施設を汚損、破損、破壊した場合、乙の費用と責任において、速やかに修補するとともに、また、修補に代わり、甲に与えた損害について賠償する責を負う。

第5条（契約不適合責任）

　1．本工事に種類又は品質に関して本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）

であることが発見された場合、甲は当該不適合の事実を速やかに乙に通知し、請負代金の減額、または、無償で当該不適合の修補（以下「修補等」という）を任意に選択して請求することができる。

2．甲は、第2条で定める検収を完了した後も、検収時において容易に発見できない契約不適合で検収完了後2年以内に発見されたものについては前項と同様とする。

3．甲は、修補等に代え、または修補等とともに被った損害の賠償の請求を乙にすることができる。

なおこの場合の損害には、履行利益を含むものとする。

第6条（再委託）

　1．乙は、甲の書面による事前の承諾を得ることなく、本工事を第三者に再委託してはならない。

　2．乙は、前項に基づき甲の事前の承諾を得た上で、第三者に本工事を再委託する場合、本契約に基づき自己が負う義務と同等の義務を当該第三者に負わせるものとし、かつ、第三者の行為につき、連帯して一切の責を負う。

第7条（工事内容等の承認）

1．乙は、甲の要請があった場合、当該要請から5日以内に、本工事を遂行する上で必要な本仕様書、関係書類、工程表及びその他必要となる図面等（以下「本仕様書等」という）を甲に提出し、甲の承認を得る。甲は、提出された本仕様書等を速やかに検討し、検討結果を延滞なく乙に通知するものとする。

2．甲は、本仕様書等の内容に疑義が生じた場合は、乙に通知し、乙は甲の指示を受ける。

第8条（工事の変更）

1．甲は、本工事内容の変更、または、一時中止を希望する場合（以下総称して「変更等」という）は、乙と協議の上、変更等を行うことができる。

　2．変更等により本工事の請負代金の増減が生じたときは、甲乙協議の上、甲乙各代表者の記名押印のなされた書面によって、変更後の代金とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由により、工事内容や工期等を変更した場合には、それによって生じる請負代金の増加は乙の負担とする。

第9条（履行報告）

　1．甲は、本契約に基づく業務の遂行状況につき、適時、乙から報告を求めることができる。

　2．甲は、必要に応じて、乙の事業所等に立入り、本契約に基づく業務の遂行状況を監査することができるものとする。

第10条（材料等の支給または貸与）

1．乙は、甲から本工事の遂行に必要な機器及び材料等を支給または貸与された（以下「支給品等」という）ときは、速やかに受領した旨記載した書面を甲に提出し、善良な管理者の注意をもって、支給品等を保管及び使用しなければならない。

2．乙は、乙の責に帰すべき事由により、支給品等が紛失、汚損、破損または破壊した場合、甲の指定した期間内に、無償で修補または代替品を提供（以下「代替品等」という）し、もしくは、代替品等に代わり、または、代替品等とともに、甲が被った損害を賠償しなければならない。

3．本契約が終了した場合、または、甲から要請があった場合は、乙は、甲の指示に従い、速やかに甲の指定する場所に支給品等を返却するものとする。

第11条（部分使用）

　1. 甲は、本工事の一部が完成したときは、乙の承諾を得た上で、完成部分を使用することができる。

　2. 甲は、本工事の未完成部分についても、乙の承諾を得た場合は使用することができる。

第12条（保険）

1．本工事に関する保険の詳細については、別途甲乙協議の上、決定する。

2．保険会社から保険料が支払われる場合、当該保険料は損害額に充当する。

第13条（第三者に対する責任）

乙は、本契約の履行にあたり、第三者との間において紛争等が生じた場合は、自己の費用と負担において、これを処理解決する。

第14条（不可抗力）

天災地変、その他甲乙いずれの責にも帰すことのできない事由により、損害が生じた場合は、当該損害の負担につき、甲乙協議の上、決定するものとする。

第15条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、本契約成立の事実、本契約の内容、本契約を履行するにあたり知り得た相手方の技術上・経営上の情報及び相手方より提示・開示された情報（以下総称して「秘密情報」という）を、秘密として厳に保持し、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、秘密情報を第三者に提供、開示または漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、証明できる場合は、秘密情報に含まれない。

（1） 開示を受けた時点において既に公知であったもの

（2） 開示を受けた後、開示を受けた当事者の責に帰すべき事由によらずに公知となったもの

（3） 開示前より既に開示を受けた当事者が保有していたもの

（4） 開示を受けた当事者が、正当な権原を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの

（5） 開示を受けた当事者が独自に開発したもの

2. 甲及び乙は、本契約を履行する以外の目的で、秘密情報を使用してはならない。

第16条（解除）

1．甲または乙が次の各号いずれかに該当した場合、相手方は本契約の有効期間中であっても、何らの催告なく本契約を解除することができるものとし、かつ、かかる解除により損害を被った場合は、当該損害の賠償を請求することができる。なお、甲または乙は、次の各号もしくは次項に該当した場合は、相手方に対する一切の債務について当然に期限の利益の喪失し、直ちに当該債務を相手方に弁済しなければならない。

（1）差押・仮差押・保全差押を受けたとき、競売・強制執行・担保権の実行の申立があったとき、または公租公課の滞納処分を受けたとき

（2）破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立があったとき、または清算に入ったとき

（3）支払停止・支払不能となったとき、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき

（4）解散、合併、または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡を決議したとき

（5）監督官庁より営業の許認可の取消、停止等の処分を受けたとき

（6）乙が正当な事由なく工事に着手しないとき

（7）乙が正当な理由なく工事を打ち切りまたは相当期間にわたり工事を中止したとき

（8）乙の責めに帰すべき事由により、工期内に工事を完了することが不可能又は著しく困難になったとき

（9）前各号のいずれかに相当する事由が生じたとき、または前各号のいずれかが生じる恐れがあると認められるとき

2. 甲または乙は、相手方が本契約の定めに反した場合において、相当期間を定めてなした催告後も是正されないときは、直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとし、かつ、かかる解除により損害を被った場合は、当該損害について賠償の請求をすることができる。

　 3．甲は、乙と協議の上、必要によって本工事を中止させ、または本契約を解除することができる。

　 ４．本条の定めは、民法542条に基づく解除を妨げない。

第17条（反社会的勢力の排除）

1．甲及び乙は、現在及び将来に渡り、次の各号について表明、保証するものとする。

（1）自己、または自己の役員、重要な地位の使用人等、経営に実質的な影響力を有する株主等(以下「自己の役員等」という)が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、またはその関係者、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）ではないこと

（2）自己、または自己の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難される関係を有しておらず、資金の提供やその他取引に便宜を図ることなど、反社会的勢力の維持・運営に協力や関与をしないこと

(3) 自己または自己の役員等が、反社会的勢力を使用しないこと

(4) 自らまたは第三者を利用して、相手方及び相手方の役職員、株主、親会社、子会社、関連会社、顧客、取引先等の関係先等（以下「関係先等」という）に対し暴力行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方及び相手方の関係先等の名誉や信用を毀損せず、また業務を妨害しないこと

2．甲及び乙は、相手方が前項各号いずれかに反した場合、本契約を解除することができるものとし、かつ、かかる解除により被った損害の賠償を請求することができる。なお、相手方は本契約を解除されたことを理由として、生じた損害の賠償を請求することはできない。

第18条（権利義務の譲渡等）

　甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約に基づき生じる権利または義務を第三者に譲渡し、もしくは承継させ、あるいは担保に供してはならない。

第19条（存続条項）

本契約がいかなる事由により終了した場合においても、第●条乃至第●条、第●条、第●条は、引続き有効に存続する。

第20条（損害賠償）

　甲及び乙は、本契約を履行するにあたり、自己の責に帰すべき事由により、相手方に損害を与えた場合は、それにより生じた一切の損害（弁護士費用を含むがこれに限られない）について賠償する責を負う。

第21条（協議）

　本契約に定めなき事項または本契約の解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠意をもって協議の上、これを解決する。

第22条（管轄）

本契約に関する甲乙間の紛争にいては、●●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約締結を証するため、本書2通作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

202●年●●月●●日

　　甲：

　　乙：

|  |
| --- |
| **テンプレート監修者** |
| 大﨑 志洸株式会社Limited 取締役兵庫県出身。施工実績は累計5,000件以上。新卒で大手ゼネコンに就職し、大型プラント工場の施工管理を担当。総工費10億円規模のプロジェクトに従事し、施工管理の実務経験を積む。その後、商社の建設事業部にて総工費3億円規模のビル改修やオフィス・店舗内装を手掛け、同事業部の立ち上げを主導。その実績が評価され、同社グループの内装会社の代表に就任。現在は、2024年2月に株式会社Limitedを代表の吉田と共同設立し、内装工事の受注に加え、施工管理の派遣・人材紹介業務に関するコンサルティング事業を展開している。 |